

約款案に対する意見

今後、需要が今回想定したものから大幅にずれた場合、将来需要の変更についてどのように考えているかを明示するよう強く要望します。

特に、将来需要の予測方法を今後変更することはないかどうか、見直しがあるかどうか、見直しがあるとすればいつの時点か、コストを引き上げることはしないかについてNTT東西の見解を伺いたいと考えます。

【イー・アクセス】

期間中も実際費用方式における需要やコストの見直しや長期増分費用方式の導入等により、料金も見直されると理解しております。

【KDDI】

申請された料金は、原価算定期間である7年間据え置くのではなく、定期的に料金の見直しを行うべきと考えます。

【JT】

弊社の再意見

本来、将来原価方式は、算定期間を通算してコストを回収する方式であり、算定期間中は料金を見直さないことが基本と考えますが、今後の需要やコストが今回の算定の前提と大きく乖離した場合には、料金見直しの検討も必要と考えます。

約款案に対する意見

算定がこれまで違うのであれば、今回の算定方法について情報開示を行うとともに、他の端末回線伝送機能の料金についても、今回の算定と整合性を保つように早期に改定すべきだと考えます。

【イー・アクセス】

変更案での光ファイバ設備の接続料算定には、依然として算定根拠に不明確な点が多々見受けられ、NTT地域会社の非効率性が接続事業者へ転嫁される可能性を拭い去ることはできないと考えます。つまり、暫定的接続料と申請案接続料の大幅な料金値差、各算定方法の違い、その違いを生み出した原因等が明確になされていないこと。

【MCI】

弊社の再意見

従来の加入者光ファイバ料金については、加入者回線の光・メタル別のコスト把握がされていなかったことから、平成11年度の光・メタルが混在した加入者回線コストをベースに、光1芯m・メタル1対mのコスト比等をもとに算定しておりました。今回の加入者光ファイバの料金算定にあたっては、昨年12月のDSL接続料金に関する電気通信審議会答申において、光とメタルの費用分計についての検討要請を受け、弊社において費用分計について検討してきたところであり、費用分計に必要なデータの把握もできたことから、今回より明確に分計された光設備のコストをもとに料金の算定を行う方法に見直しました。

従来の中継ダークファイバ料金である100円/芯・mについては、料金算定時において当該コストが不明であったこと、またダークファイバは競争的に他社も提供していることから、暫定的に市場価格をもとに決定したものであります。

今回申請した料金については、平成11年度の接続会計結果をベースに中継光ファイバの原価を新たに把握し、これをもとにコストベースの料金として設定しております。

約款案に対する意見

「（参考２）設備区分固定資産明細表」の数字から「（別紙１）光端末伝送機能の固定資産明細表」の数字を計算するまでの計算式を提示いただけるよう強く要望いたします。

【イー・アクセス】

弊社の再意見

数字の関係（計算過程）は以下のとおりとなっております。

市内線路設備（取得固定資産額）

【単位：百万円】

区 分		資産額	光信号端末伝送路	局外 R T 収容	左記以外
メタルケーブル	局～き線点	1,909,155	0	0	1,909,155
	き線点～宅内	2,344,455	0	143,230 (6.1%)	2,201,226 (93.9%)
光ケーブル	局～き線点	204,102	155,861 (76.4%)	48,241 (23.6%)	0
	き線点～宅内	69,112	69,112	0	0
合 計		4,526,824	224,972	191,470	4,110,382

算定根拠P21

算定根拠P14

約款案に対する意見

需要数はH 1 1 年度実績で2 5 万芯とのことですが、これは平成1 1 年度実績の回線数にサービス芯数を乗じて算定しているのかどうかN T T 東西にご確認いただきたいと考えます。

【イー・アクセス】

弊社の再意見

平成1 1 年度の需要数2 5 万芯は、契約端末回線数実績に回線ごとの芯線数（例えばI N S 1 5 0 0 は1 回線当り2 芯）を乗じて算定しております。

約款案に対する意見

N T T東西は芯線数の算定に、予備芯線の考え方を一切考慮しておりません。N T T東西は、保守などの理由のために、予備芯線を一定数確保していると考えますが、この予備芯線を障害の際に事業者が利用可能かどうかについては、取り決めがありません。仮に他事業者が予備芯線を利用できないというのであれば、予備芯線についてはN T T東西の利用分としてコスト算定すべきであり、他事業者も利用可能とするのであれば、N T Tの予備芯線の考え方、運用方法について明確化し、管理データを公開し、接続事業者の要望に応じて弊社と同様の簡便さで予備芯線を利用できるしくみが必要と考えます。このように接続料および接続の内容でN T T東西が使用するファイバと接続事業者が使用するファイバとで公平性が確保されるよう強く要望いたします。

【イー・アクセス】

弊社の再意見

光ファイバの料金は、加入者回線として用いていない予備芯線（故障時の応急復旧用を含む全ての空き芯線）を含む全ての芯線コストを加入者回線として提供している芯線で賄う料金算定を行なっております。従って、予備芯線のコストは、当社も他事業者様も使用する芯線数に応じたコスト負担をしており、弊社のみが負担している訳ではありません。

故障時の応急復旧用として一定数確保している芯線については、加入者回線を利用する全事業者（弊社を含む）に対して、故障時の応急復旧用に提供されるものであり、公平な利用がなされます。

約款案に対する意見

前回（H12.12.15）の算定と今回の算定で、光ファイバ端末伝送機能の接続料が大幅に変更になったことから、当然メタルの接続料も変更があると考えます。

また、今回の算定で全てメタルで伝送しているものが分計されているため、ドライカップ用の接続料として全てメタルで伝送した場合の接続料を個別に設定することが望ましいと考えます。

【イー・アクセス】

弊社の再意見

今回の申請は、光ファイバ設備のアンバンドルに関する省令改正を受けて実施するものであり、光ファイバ料金のみを申請の対象としておりますが、平成13年度の帯域透過端末回線伝送機能の接続料については、本年秋に平成12年度接続会計結果をベースに、メタルのみを用いた端末回線のコストをもとに再算定を行い、平成13年4月に遡及して適用する予定です。

約款案に対する意見

保守コストについて、受付や故障修理対応を24時間対応を行う場合と、営業時間内のみに対応を行う場合とコストが異なりますが、接続料金も専用線のようにその保守コストの違いを反映した2種類の料金設定をしていただくことを要望致します。

【イー・アクセス】

弊社の再意見

現在の加入者線の保守は、基本的に、故障受付は24時間対応で、故障修理は営業時間内での対応を行っており、今回の光信号端末回線伝送機能の接続料は、その保守レベルに対応したものであります。

24時間の故障修理対応については、実際の故障発生状況等を注視しながら、今後検討していく考えです。

約款案に対する意見

故障検出の切り分けを接続事業者が行うこととなっており、その分保守費用は低くなると想定されます。また、フィルターなしのモジュールを使用しているダークファイバの場合についても接続料は低くなると考えます。光端末回線が他のサービスに比較して設備構築上だけでなく保守運用上も簡略化しているのならば、それにあわせた接続料金を設定すべき。

【イー・アクセス】

弊社の再意見

故障発生時に弊社側の設備の故障か他事業者様側の設備の故障か判断するための切り分け業務にかかる費用は、ダークファイバに限らず相互接続を行うことにより必要となる他事業者様のコストであり、弊社の利用者向けサービス提供時には必要ないこと、また、弊社設備のどの部分が故障しているかを確認する業務にかかる費用については、ダークファイバであっても、他のサービスであっても同様に必要となることから、ダークファイバの保守費用が低くなるということはないと考えております。

また、フィルタなしの場合には、フィルタ及びそれに付属する試験装置が不要となる反面、遠隔での試験ができず、故障位置の特定等のために各NTTビルへ担当者を派遣する必要があり、全体としてのコストが低減するものではないことから、今回はフィルタの有無により料金差は設けておりません。

約款案に対する意見

施設設置負担金の算定根拠にある「レートベース残高率」について、N T T東西の市内線路の累計償却率（減価償却費÷取得価格）は、ケース（メタル）が76%、ケース（光＋メタル）が63%、ケース（光）が47%、3ケースの合計が75%となっている。3ケースの合計の累積償却率75%から考慮して、レートベース残高は0.25に設定すべき。

【イー・アクセス】

弊社の再意見

加算額については、施設設置負担金の有無による利用者間の負担の公平性等の観点から接続料においても利用者料金と同様の格差を設けているものであります。

接続料の加算額は、メタル系サービスの場合も光系サービスの場合も、施設設置負担金のユーザ料金額を耐用年数に対応した月数で除すことにより算定しており（減価償却費相当）、これに付随して生じる自己資本費用、他人資本費用及び利益対応税相当の算定で用いるレートベース残高率についても、上記の耐用年数で除している考え方との整合性を考慮し、定額法の場合の理論式である「接続約款の料金表第2網改造料の算定式（注）に準じて算定し「0.5」としているものであり妥当であると考えます。

$$\text{（注）正味固定資産価額} = \frac{\text{当該設備の取得固定資産価額} - \text{当該設備の取得固定資産価額} \times \text{残存価額（）}}{2}$$

（ ）施設設置負担金は、全額が圧縮されることから、残存価額は「0」としています

約款案に対する意見

電話加入権をすでに取得しているお客さまが、DSLでドライカップを利用する場合は、施設設置負担金相当の接続料（548円/月）を控除するなど、接続料が二重取りとならないよう強く要望致します。

【イー・アクセス】

弊社の再意見

DSLで弊社のドライカップを利用する場合には、ドライカップに施設設置負担金がないことから、加入電話からドライカップへの施設設置負担金の充当は行うことができません。

したがって、新たに施設設置負担金相当の接続料を支払って頂く必要があり、接続料の二重取りにはなりません。

約款案に対する意見

「接続ルールの見直しについて」答申案（平成13年5月18日）にも「指定電気通信設備を設置する事業者においては、自社のサービス開始より前に、或いは少なくともほぼ同時期に接続条件の設定を行うよう努めるべきである」との提言がございますので、NTT東西の「Bフレッツ」の本格サービス以前に、GC局での接続について接続約款で接続料を設定いただけるよう強く要望します。

【イー・アクセス】

弊社の再意見

弊社は、「接続ルールの見直しについて」答申案（平成13年5月18日）を受け、現在試験提供中の「光・IP通信網サービス（仮称）」の本格提供に先立ち、加入者光ファイバをシェアリングして使用する最大10Mb/sのシェアアクセス方式を利用する光アクセスラインの収容局接続メニューを電気通信事業者向けに提供することとし、平成13年6月11日にその接続料金等の提供条件について認可申請を行っております。

ベーシックタイプ、マンションタイプに用いるメディアコンバータ方式については、既にアンバンドル提供している光ファイバと市販装置であるメディアコンバータおよびSWHUBを組み合わせて、現在でも他事業者様に容易にサービス提供が可能であり、サービス提供の同等性が確保されていること、またメディアコンバータおよびSWHUBは技術革新の激しい分野の機器であり、他事業者様の継続利用が受けられない場合の設備リスクを弊社のみが負うこととなることから、あらかじめ接続約款に収容局接続メニューを設定する考えはありません。

仮に、ダークファイバとメディアコンバータをセットで接続を要望される場合には、メディアコンバータについては、設備リスクを回避する提供条件（最低利用期間の設定等）を設定する考えです。

約款案に対する意見

今回の料金設定は、NTT東西の自己責任の元に判断をされたと理解していますので、その赤字補填を理由に業務範囲の拡大を認めることや、ユニバーサルサービス基金による他事業者からの負担を要望することは認めるべきでない。

【イー・アクセス】

弊社の再意見

弊社の業務範囲の拡大の扱いやユニバーサルサービス基金の扱いについては、今回の意見募集の対象外であり、それぞれ別途必要な議論がなされているものと認識しております。

約款案に対する意見

接続料金とユーザ料金を他事業者の市場参入意欲を消沈させるほど近づけるなどの略奪的価格設定や、優越的な地位を利用した差別的な取り扱いなどの反競争的な行為に対してはこれまで以上に厳重な監視が必要であると考えます。

【イー・アクセス】

弊社の再意見

今後予定している光・IP通信網サービスの本格提供にあたっては、将来原価方式により算定している接続料相当の設備コストに一定の営業費等の必要なコストを加えた原価を基礎に料金を設定するよう考えております。

また、優越的な地位を利用した差別的な取り扱いなどの反競争的な行為を行っているとの疑念に関しましては、誤解されることのないように、DSL接続サービスで既に実施している他事業者様用の回線開通受付け窓口を非営業部門に設置する等、公正競争のための種々の施策を引き続き進めていく所存です。

約款案に対する意見

今後の機器の高性能化等による機器コスト削減や工法の開発・改善による工事費削減がどの程度見込まれているか不分明であり、過去の実績からの推計によるコスト算出であるように見受けられる。

本申請には平成12年6月に公表された「NTT東西の中期収支見通しについて」により依拠しているところであるが、NTT東西の経営改善施策として示された「NTTグループ3ヶ年経営計画」に沿った最も新しい見解による総人件費・需要予測値を利用すべきものと考えます。

【大阪めたりっく通信】

費用予測については、平成12・13年度事業計画及び「NTT東日本・西日本の中期収支見通しについて」を基礎としているとのことですが、最近の報道によれば東西NTTは人員の大幅削減や人件費圧縮などを盛り込んだ経営合理化を策定中とのことですので、この経営合理化案が策定された時点で今回の接続料は見直されるべきと考えます。

【C & W】

弊社の再意見

今回の接続料算定における費用予測の際には、「NTTグループ3ヶ年経営計画」については、現在具体的な施策内容等についての調整を行っている最中であるため織り込んでおりませんが、今後の物品調達コストの低減、直近の単価にもとづく効率的設備投資、一般物件費の伸びの抑制など、一定の効率化を織り込んだ算定を行っております。

本来、将来原価方式は、算定期間を通算してコストを回収する方式であり、算定期間中は料金を見直さないことが基本と考えますが、今後の需要やコストが今回の算定の前提と大きく乖離した場合には料金見直しの検討も必要と考えます。

約款案に対する意見

e - J a p a n 重点計画において決定されております高速インターネット回線の普及を考えますと、その実現のために、今回申請されました光回線に関する機能は、非常に有用なものと認識しております。また、その普及にあたってはユーザが負担する料金の水準は低廉である必要があり、本機能の接続料についても低廉な料金設定が可能な水準である必要があります。

【K D D I】

光信号端末回線伝送機能の接続料の水準についても、e-Japanイニシアチブとの整合性を適切に考慮しなければならないと考えます。e-Japanイニシアチブにおいて御省は、2002年～2004年における光ファイバによるブロードバンドサービスの利用者料金の目安は、月額3,000円～6,000円であるとしています(通信速度は2Mbps～4Mbps)。今回東西N T Tから申請された5,537円/芯・月という接続料では、他の事業者が3,000円～6,000円という利用者料金を実現するのは不可能です。従いまして、光信号端末回線伝送機能の接続料については、e-Japanイニシアチブを推進するという政策的目的からも大幅な低減が必要と考えます。

【C & W】

弊社の再意見

光信号端末回線伝送機能については、将来原価方式による料金算定で料金の低廉化を実現したことにより、e - J a p a n 重点計画に寄与することができると考えております。

なお、他事業者様が加入者光ファイバ1芯(5,537円)を複数ユーザで利用することにより、エンドユーザあたりの料金は更に低廉なものに設定することが可能であると考えております。

約款案に対する意見

本機能は容量という単位ではなく光ファイバ芯線を利用するため、容量が決まっている回線ではなく設備を借りる形態になると理解しておりますが、算定にあたっては192kb/s以上の施設設置負担金相当額が加算料として設定されております。しかしながらエンドユーザに回線として提供する場合には、1芯で1回線とする場合もある事は想定されますが、高速デジタル専用線等の既存サービスから想定すると2芯を1回線とするケースが多いと考えられます。こういった点を考慮して、1回線=2芯とし、加算額については942円/月を2で除して471円/月を1芯あたりの料金とするのが適当と考えます。

【KDDI】

負担金は、2芯であっても同一金額であり、一律芯あたり942円を加算することは不合理であると考えます。

【JT】

弊社の再意見

施設設置負担金相当額はユーザ契約約款に定める施設設置負担金をもとに算定しておりますが、現在のユーザ契約約款では光加入者線にかかる施設設置負担金については芯線数に関係なく1契約あたり一律の料金としており、加入者光ファイバについては1芯単位での契約となることから、1芯(=1契約)あたり月額942円の施設設置負担金相当額を含めて料金設定しております。

約款案に対する意見

施設保全費は芯線長比で配賦しておりますが、この比率や実際の長さが不明です。本機能の芯線長とその他の加入者回線長等の開示を要望します。

「料金設定に使用した回線数」を基に1回線あたりの施設保全費を算定すると以下のとおりとなります。

(光 約144,300円 メタル 約6,300円)

回線あたり費用でみると光回線は、メタル回線の約23倍と大きな差となっており、この結果から、長さに大きな差があるものと想定されます。

本算定に用いられている単位が回線、対数あるいは1線あたりなのかが不明なため芯線長や変換の有無等の情報について公開を要望します。

【KDDI】

弊社の再意見

市内線路の施設保全費を光・メタル別に分計する際に用いた芯線長は以下のとおりです。

施設保全費の光・メタル分計に用いた芯線長

区分	芯線長	
		構成比
光ケーブル (芯線長：芯百万km)	10	3.1%
メタルケーブル (対数長：対百万km)	317	96.9%
合 計	327	100.0%

約款案に対する意見

減価償却費及び固定資産除却費については正味資産価額を用いて配賦しておりますが、これまで長期にわたって利用してきたと考えられるメタル回線と比較的新しい設備である光回線では後者の方により多く配賦されるため、光回線に配賦されるコストが少なくなるような方法についても検討が必要だと考えられます。また、設備によっては個別把握できるものは直課し、それ以外では正味価額で配賦されているものがありますが、個別把握しているものの内訳、正味資産価額で配賦しているものの内訳が不明です。内訳の公開を要望します。

【KDDI】

弊社の再意見

減価償却費、固定資産除却損を光、メタル別に分計する際には、個別把握できる市内線路設備（光ケーブル、メタルケーブル）については直接賦課しており、それ以外の個別把握ができない設備（機械設備、土木設備、建物、構築物、機械及び装置、車両及び船舶、工具・器具及び備品、土地、建設仮勘定、無形固定資産）については、正味固定資産額比で分計しております。

この正味固定資産額比のもととなる正味固定資産額は、算定根拠別紙2に示したとおり、線路・土木設備の正味固定資産額比により分計しているのではなく、線路・土木設備の取得固定資産額比（土木設備については管路ケーブル長比）により分計したものであり、ご指摘のように比較的新しい光回線に多くコストが配賦されているということはありません。

（例）建物の場合

算定根拠資料 別紙2 光信号端末回線伝送機能の固定資産明細表より

（単位：百万円）

			加入者回線	光信号端末 伝送路	左記以外 居外RT 収容	左記以外
建物	取得価額	取得資産額比（線路・土木）	184,358	16,655	7,963	159,739
	減価償却累計額		82,520	7,455	3,564	71,500
	正味価額		101,838	9,200	4,399	88,238
市内線路	取得価額	直接賦課・芯線数比	4,526,824	224,972	191,470	4,110,381
土木設備	取得価額	管路ケーブル長比	3,470,388	497,515	153,987	2,818,885
計			7,997,212	722,487	345,457	6,929,266
構成比（取得資産額比（線路・土木））			100.0%	9.0%	4.3%	86.6%

上記のとおり建物の正味固定資産は取得資産額比（線路・土木）により光・メタルに分計されております。

約款案に対する意見

平成19年の芯線数が5,494千芯となっておりますが、ユーザが利用する際は1回線を2芯で利用したり、マンションやビル需要等においては1芯あるいは2芯を複数のユーザで利用すること考えられるため、加入者数というベースでの需要が不明です。加入者数での需要、利用意向調査の内容、予測方法等の具体的内容及び予備芯線がある場合にはその芯線数の開示を要望します。

【KDDI】

弊社の再意見

平成19年度末の加入者光ファイバを利用するサービスの加入数は他事業者が使用する加入者光ファイバは1芯あたり1契約を前提として900万加入程度を想定しております。

将来的な光サービスの需要予測は、既存の光サービスであるINS1500や高速専用線等については過去のトレンドから今後の需要を推計しており、新規サービスである光・IP通信網サービス（仮称）については弊社が実施した利用意向調査結果（調査数：個人調査4000件、事業所調査約3000件＜東西計＞）をもとに総務省発表のインターネット普及率や今後計画しているエリア展開等を加味した需要予測を行っております。こうして予測した加入数をもとに各サービスにおける芯線の利用形態（1または2芯線占有して使用するか、共用するか等）を踏まえて加入数ベースの需要に対応して必要となる加入者光ファイバ芯線数を算定しております。

なお、平成19年度には加入者光ファイバの芯線使用率は現在のメタル回線並みの約6割になると想定しております。

約款案に対する意見

別添 1 の表によると、平成 19 年度までの費用を算定するにあたり、前年度値に人件費伸率や消費者物価指数などを用いた乗じたり、会社間取引等も加味しているようですが、算定方法（計算式）だけでなく、以下の具体的数字について公開を要望いたします。

「人件費伸び率」、「取得固定資産伸び率」、「正味資産伸び率」、「C P I」、「効率化」、「事業化」、「会社間取引」

【K D D I】

弊社の再意見

平成 19 年度までの費用の算定については、以下の伸び率等をもとに算定しております。

人件費については、平成 12 年度実績見込み及び平成 13 年度事業計画をもとにした人件費伸び率に取得固定資産の伸びを考慮し、算定期間における年平均で 2.0 % 程度の人件費変動率を用いて算定しております。

また物件費については、C P I（消費者物価指数変動率）に、一般物件費の伸びの一定の抑制である効率化及び取得固定資産の伸びを考慮し、さらにグループ会社へ業務を委託している事業化分の作業委託費の一定の効率化を織り込んで、年平均 7.8 % 程度の伸びを見込んで算定しております。

なお、会社間取引については、平成 11 年 7 月の会社再編成以後、持株会社との間で行われることとなった、グループ経営運営費、研究開発負担金の取引分について個別に算定しているものであります。

取得固定資産伸び率については年平均 8.1 % 程度、正味固定資産伸び率については年平均 6.5 % 程度となっており、減価償却費及び固定資産除却費の算定で用いている設備別正味固定資産伸び率については線路設備は 8.3 % 程度、土木設備は 4.5 % 程度、その他の設備は概ね 7.1 % 程度となっております。

約款案に対する意見

算定期間 7 年間の根拠が不明ですので説明を要望します。

【KDDI】

弊社の再意見

インターネット接続用の光アクセスサービスは今後急速な需要の拡大が予想され、需要変動による接続料水準の変動の平準化を図るため、光信号端末回線伝送機能の接続料は将来原価方式により算定いたしました。

また、算定期間については、仮に省令上の最長期間である 5 年間とした場合は現行料金を上回る料金水準となること、今後弊社が予定している光アクセスサービスのエリア提供計画では、概ね市制都市までの拡大終了が平成 17 年度であり、その後の需要実績を踏まえる必要があると考えられること、および光加入者回線については平成 19 年度にはメタル並みの使用率が実現できると想定されることから、平成 13 年度から平成 19 年度までの 7 年間としました。

約款案に対する意見

今回の接続料につきましても、平成14年度以降は、東西NTT各々が算定すべきことになると理解いたします。貴審議会におかれては、今回設定する接続料は平成13年度についてのみ認可すべきと答申していただきたくお願いいたします。

【C & W】

弊社の再意見

東西別接続料の扱いは、接続ルール見直しの検討の場において別途議論されているものと認識しております。

約款案に対する意見

今回の申請案では、NTT東西は端末回線には将来需要をのせて算定していますが中継回線には将来需要をのせていません。端末回線が増加すれば連動して中継回線の増強が必須であることは自明です。中継回線についても同様に将来需要を織り込んで算定すべきと考えます。

【イー・アクセス】

中継伝送機能は単年度実績としているが、端末回線伝送機能同様7年間程度の中期見通しにより、算出されることを要望する。

【大阪めたりっく】

弊社の再意見

接続料規則においては、接続料の算定は新規かつ需要の増加が顕著なサービスの場合にのみ将来原価方式の採用が可能とされており、今回の中継ダークファイバについては、設備を共有している電話等も含めた全体で捉えると需要の伸びが顕著に大きいとは言えないこと、また、光化が十分に進展していること及び使用効率も高いことから、一般のヒストリカル接続料と同様に原則どおり実績原価方式で算定しました。

約款案に対する意見

市外線路設備は中継回線に直接賦課可能ですが、市内線路設備は端末回線と中継回線に配賦する必要があります。NTT接続約款では、もともと「端末回線の市内線路設備」と「中継回線の市内線路設備」は分計されているように記載されていますが、市内線路設備の減価償却費について、端末回線と中継回線とにどのように分配したかという算定式は見当たりません。したがって、NTT東西に市内線路設備の端末回線と中継回線の分計方法について明確にご説明いただけるよう強く要望いたします。分計が実績データによるものであるとするならば、ケーブルごとに端末回線で使用しているものか中継回線で使用しているものか区別して管理できているはずと考えますし、ケーブル単位で中継回線を管理できているならば、局間ダークファイバの線路調査に何ヶ月もの期間を必要としなかったであろうと考えるからです。

【イー・アクセス】

弊社の再意見

接続会計算定上、市内線路設備の端末回線と中継回線別の減価償却費については、個別に把握しております。

光ファイバの線路調査は、他事業者様の利用要望に対する当該区間の提供可能芯線数、及び該当芯線を利用する際に必要となる設備情報（伝送損失、立ち上げ位置等）を個別調査するものであり、経理上の固定資産管理とは別物であります。

約款案に対する意見

N T T東西が局間ファイバを利用する際には、端末回線とは異なる万全の体制で運用保守をしていることと思います。したがって、接続事業者にも同様の対応をしていただけるよう要望します。N T T東西に対してN T T東西がこれまで中継回線で行ってきた運用保守内容について詳細にご説明いただき、接続事業者とN T T東西の間で公平性が確保されるよう強く要望します。

【イー・アクセス】

弊社の再意見

現在の中継伝送路は基本的に24時間保守を行っており、他事業者様へ提供する中継ダークファイバについても既存の保守体制で対応可能であることから、同様の24時間保守を実施する考えです。

詳細な保守運用内容については、事業者間協議のなかで説明させていただきます。

約款案に対する意見

白鬚、唐ヶ崎のようにN T T東西の中継回線が集中している局でかつコロケーションを実施していない局については、CTF～CTFの接続をN T T東西資産で行っていただき、隣接局～隣接局までの中継回線として利用できるよう要望いたします。現在は、CTFスルー局でも接続事業者が各資産で設備を保有しているため、保守時の切り分け等が困難な状態です。

N T TコミュニケーションズやN T Tドコモのビルについては、工事・保守ともに弊社と各社で二重に手続きが必要なことからC T Fスルーとして提供いただけるよう要望いたします。

【イー・アクセス】

弊社の再意見

弊社ビル内の光ファイバケーブルについても、他事業者様からのご要望に応じて提供いたします。このため、弊社ビル内で光主配線盤～光主配線盤の接続を弊社資産の光ケーブルで接続することが可能となります。

なお、ビル内の光ファイバケーブルを弊社設備にて提供させていただく場合でも、一次的な故障検出は他事業者様にて実施していただき、その後申告によって故障切り分け等の作業を実施するという一連の故障対応方法は、弊社設備を利用しない場合（他事業者様自前設備の利用）と変わりません。

また、弊社以外のビルにおける光ファイバケーブルについては、ビルオーナーの了解を得られた場合については、弊社での対応を検討いたしますが、弊社にて対応が困難な場合については、直接ビルオーナーと調整の上、対応していただくものと考えます。

約款案に対する意見

現在、NTT地域会社の管路は、同社が公表する「電柱・管路等の利用申込み及び契約条件等について」にあるとおり、例えば東京23区内においては、概ね「4,000～8,000円/m・条・年」で提供されており、とう道においては更に数倍の使用料金となっております。例として管路使用料の平均値の6,000円の場合において、100芯のファイバケーブルを敷設したもののとして、1芯あたりの敷設コストを算出すると、管路使用料だけで60円/m・年（実際はこれにケーブル材料費や工事費用等が加わる）、更に実際のファイバ稼働率を考慮し50%と仮定しますと利用ファイバ1芯あたりのコストは120円/m・年となり、今般の中継系光ファイバ設備の接続料「51円/芯・m・年」と比較して、非常に負担の大きいものとなっております。

【グローバルアクセス】

弊社の再意見

管路等の一般区間（義務的区間以外の区間）においては、弊社通信用建物内の指定電気通信設備への接続を目的としたものとは異なり、他の設備保有事業者からの調達や自前掘削が可能である等、弊社設備以外の他の調達手段があること、また、専用線・ダークファイバ等による回線調達が可能であり、当該区間について常に弊社設備のみを利用する必然性はなく、ボトルネック性もないことから、あくまでも民民契約に基く提供が前提であり、平成13年4月1日に施行された「公益事業者の電柱・管路等の使用に関するガイドライン」に基づき、適正な料金により提供しております。また、設備の有効活用を目的とするハーフダクト方式での提供により、料金の低廉化に努めているところであります。

ご指摘の数値につきましては、仮定により変動するものであり、様々なケースが考えられます。例えば、提示されている例におきまして、ハーフダクト方式をご利用になりますと、1芯あたりの管路使用料は半額の30円/m・年となり、更に200芯のファイバケーブルを敷設した場合は15円/m・年となります。また稼働率についても、各事業者様の需要予測及び敷設計画等により変動するものであり、敷設計画及び敷設方式等によっては十分に低廉な価格での提供も可能と考えており、ご指摘のような乖離は無いものと認識しております。

約款案に対する意見

今回の光ファイバ設備の接続約款での規定およびその料金が低廉化されること自体は、電気通信事業者のより柔軟なネットワーク構築を可能にするものとして歓迎するところですが、一方で同様に借用が可能となっております管路等の提供料金が高額でありかつその算定方法との不整合があると考えられること、更にこのことが卸電気通信役務における有効な公正競争を阻害するおそれがあるという観点から、この管路等の提供料金について今回の光ファイバ設備の提供と同様の考え方および算定方法を早急に採用されることを強く要望いたします。

【グローバルアクセス】

弊社の再意見

当社は、管路等の提供において、義務的区間(当社通信用建物～工事可能な最も近いマンホール)については、当社との相互接続に必要不可欠であり、他事業者様が自ら設置困難な区間であることから、義務として帳簿(正味)価額をベースとした料金による提供を行っております。

一方、一般区間(義務的区間以外の区間)については、平成13年4月1日に施行された「公益事業者の電柱・管路等の使用に関するガイドライン」に基づき、当社も「標準実施要領」を作成・公表し、線路敷設の円滑化及び迅速化に資するための対応を行っているところであります。

一般区間においては、当社通信用建物内の指定電気通信設備への接続を目的としたものとは異なり、他の設備保有事業者からの調達や自前掘削が可能である等、当社設備以外の他の調達手段があること、また、専用線・ダークファイバ等による回線調達が可能であり、当該区間について常に当社設備のみを利用する必然性はなく、ボトルネック性もないことから、義務的区間と同様の料金の適用が前提となるものではなく、あくまでも民民契約に基く提供が前提であると考えております。

なお、以下に示すように、一般区間における当社の管路等の設備使用料は、他社と比べても遜色のない料金となっていると認識しております。

* 次ページへ

弊社の再意見

※前の再意見の続き

(参考)ガイドラインに沿った各社の管路等の標準的設備使用料(公表ベース)

単位：円 / m・条・年

事業者名		管路	とう道	備考
NTT東日本	東京23区 以外	2,500～3,000	6,000～11,000	一定の条件を満たせば ハーフダクト料金(左記 の料金額の1/2)の適 用が可能となります
	東京23区	4,000～8,000	8,000～12,500	
NTT西日本		1,500～4,000	4,000～10,000	
KDDI		2,500～8,000	10,000～16,000	
東京電力		2,500～7,500		

約款案に対する意見

光信号中継伝送機能にかかわる設備については事業者からの要望に基づいて建設されたものではないため、NTT東西独自の判断で設備量を決定しております。そのため設備が過剰である可能性があり、そうであった場合は原価が高くなります。接続事業者がそういったコストまで負担するのは不合理と考えられるため、NTT東西の需要等、設備量を決定するための必要なデータを開示し、過剰設備分相当額を原価から減ずるか、総芯線数で按分する等の方法で過剰設備による影響を排除する必要があると考えます。

また、料金の設定に用いられている「現用中継芯線長」の定義を明確にしたいと考えています。

【KDDI】

弊社の再意見

中継区間の設備建設においては、弊社の需要および他事業者様からの線路事前調査に基づく設備留保も含めて、故障時の応急復旧用、予備芯線とともに効率的に建設しており、いわゆる過剰設備は存在しないものと考えております。

料金算定上の「現用中継芯線長」は、全ての中継芯線長から「空き」「故障予備」「保守用」等を除いた、実際のサービスの用に供する中継光ファイバの芯線長を指します。

約款案に対する意見

光信号中継伝送機能においても、正味資産額で配賦されている費用については設備量に見合った配賦を行う等、光回線に配賦されるコストが少なくなるような方法について検討が必要と考えられます。

内訳に関しましても前項（端末回線伝送機能）と同様に、個別把握しているものの内訳、正味価額で配賦している内訳が不明です。また、別紙3の費用につきましても、G C以下の伝送路の合計が対象となっておりますが、「設備区分別の費用明細表」におけるどの区分にどれだけの金額が入っているのか不明ですので、内訳の公開を要望します。詳細な精査につきましても同様に、内訳が公開された後にヒアリング等での議論が必要と考えます。

【K D D I】

弊社の再意見

減価償却費、固定資産除却損を光、メタル別に分計する際には、個別把握できる線路設備（光ケーブル、メタルケーブル）については直接賦課しており、それ以外の個別把握ができない設備（機械設備、土木設備、建物、構築物、機械及び装置、車両及び船舶、工具・器具及び備品、土地、建設仮勘定、無形固定資産）については、正味固定資産額比で分計しております。

この正味固定資産額比のもととなる正味固定資産額は、算定根拠別紙4に示したとおり、線路・土木設備の正味固定資産比により分計しているのではなく、機械設備～線路設備の取得固定資産額比（土木設備については管路ケーブル長比）により分計したものであり、ご指摘のように光回線に多くコストが配賦されているということはありません。

なお、「端末系交換設備」に含まれる「G C以下伝送路」の費用内訳は以下のとおりです。

G C以下伝送路費用

（単位：百万円）

	営業費	施設 保全費	共通費 管理費	試験 研究費	通信設 備 使用料	租税 公課	減価 償却費	除却費	合計
端末系交換 設備	49	263,342	96,970	54,176	6,941	27,097	350,865	41,778	841,223
（再）G C 以下伝送路	13	34,994	12,866	5,812	2,853	8,703	83,276	14,358	162,878

約款案に対する意見

N T T 東西が賃借しているビルの中の光ファイバは局間回線との取り扱いになると理解しておりますが、下記の図のような利用の場合、性質としては端末回線とする方が自然であると考えます。従いまして、下記のような利用形態であれば、上記の定義にかかわらず端末回線とすべきだと考えます。

【イー・アクセス】

弊社の再意見

ご指摘のような弊社が賃借しているビルにおける、当社コロケーションフロア以外での利用形態については、当社としても端末回線として扱う考えです。ただし、現実的な問題として、通信用設備を設置するために当社が賃借しているビルと当社通信用建物間の光ファイバについては、局間光回線として扱われる形態と加入者光回線として扱われる形態が存在しております。ご利用いただく他事業者様にはわかりにくいことから、事前のホームページの情報開示において、下記のように開示しております。

○局間光回線の扱い

弊社が賃借しているビルへの局間光回線については、接続約款案第94条の7第1項第3号の規定により、「全芯線数及び未利用芯線数（芯線数は範囲で提供します。）並びに区間距離」を開示致します。

○加入者光回線の扱い

弊社が賃借しているビルへの加入者光回線については、当該ビルへの端末回線の設置の有無をホームページ上の局間回線の情報にあわせて開示致します。

本情報の開示に伴い、当該ビルにおける他事業者様のコロケーション設備等を踏まえた選択が可能となるものと考えております。

現在開示中の情報

【中継光ファイバ提供可能区間表（東京エリア（東京23区））】

凡例

3： 中継光ファイバとあわせて加入光ファイバ設備があります。

起点ビル	終点ビル	ファイバ種別	未利用芯線状況	概算ケーブル長	光ケーブル敷設計画	備考
			}			
新宿	新宿別	S M	A	0 . 1		3
			}			

（注）局間光回線の“全芯線数”は現在精査中であることから、確定し次第、情報開示致します。

約款案に対する意見

弊社は昨年末より光回線設備の情報公開を要望してきましたが、内容も不正確でありかつ時間及び費用もかかったため、このように接続に必要な情報が公開になったことについては歓迎をいたします。しかしながら、このようにデータベースが整えられることにより、個別の線路設備調査の所要時間及び費用についても迅速化・低廉化されるはずであると考えます。

【イー・アクセス】

弊社の再意見

弊社としても、今後ともデータベースの整備等により、線路設備調査の回答に要する時間の短縮等に努めていく考えであり、これにより費用の低廉化も図られるものと考えております。

約款案に対する意見

平成13年5月31日にホームページに多摩エリアの局間区間情報が開示されましたが、弊社が平成13年2月に情報をいただいた時には含まれていなかった区間が43区間もありました（同じGC局を対象とする）。これは単なる手続きミスとは考えられない程の量であり、意図的に情報を隠蔽しているとの疑念を抱かずにはおれません。公開情報の正確性を担保するような措置がとられることを強く要望いたします。

【イー・アクセス】

弊社の再意見

当初は、すぐに他事業者様にご提供できるデータベースが整備されていなかったため、御要望に早急にお応えする目的で、当該エリアの区間情報から直ちに確認できるものをまず提供させていただきました。その後、他事業者様にご利用いただけるデータベースの構築方法の検討と東日本全エリアにおける局間光ファイバ設備の詳細調査を実施し、その結果をとりまとめて、今回、ホームページで開示しております。

このように、当初に提供させていただいた情報は他事業者様のご要望に即応するため、すぐに確認できるものから用意させていただいたものであり、意図的に開示情報を制限してきたものではありません。現在、東京を含み、東日本全エリア約4千数百区間の情報を開示しておりますが、今後もしも指摘のような開示データの正確性と公平性の確保につきましては鋭意努力してまいります。

なお、当初に提供させていただいた区間でもできる限り、エリアを網羅するような情報開示に努めており、又、接続要望事業者様にも確認できる情報から開示する旨をご説明差しあげてきたところです。

約款案に対する意見

NTT東日本は、「光IP接続（Bフレッツ）サービス」を平成13年7月から本格サービス開始予定ですが、弊社はGC局内での相互接続を要望しており、平成13年2月より3回にわたって打合せ等を行ってきました。打合せで最も重要だった情報が、技術的インターフェースでしたが、NTT東日本は、平成13年3月18日の時点ですら「Bフレッツベーシックタイプ」の局内装置のインターフェースが確定しておらず、また、平成13年5月24日になって「前回、5月18日の打合せにおきまして、Bフレッツファミリータイプで用いる局内装置については、現在の試験サービスで用いている装置と同様であり、接続のインターフェースについても同様に10BASE-Tと申し上げましたが、その後、社内にて再度確認いたしましたところ、本格サービスとしてのBフレッツファミリータイプの提供にあたりましては、基本的に用いる装置は同じですが、装置のもっている接続のインターフェースは100BASE-TXに変更になるということが判明しました」と相互接続に最も重要な局内装置のインターフェースを直前になって変更するなど、事前の技術開示が非常に不十分です。

NTT東日本と全く同じインターフェースで同じ接続点で接続するため、設備の改造など一切かからないのですが、それでも、NTT東日本によれば事前調査は約1ヶ月程度かかる予定とのことでした。一方で、NTT東日本が地域IP網を介した相互接続（フレッツADSLおよびBフレッツ）の場合は非常に多数の接続事業者に対して1～2週間で事前調査の回答をしており、相互接続に関して恣意的な運用を行っているのではないかと懸念を抱かざるを得ません。

【イー・アクセス】

弊社の再意見

平成13年3月18日の時点ですら「Bフレッツベーシックタイプ」の局内装置のインタフェースが確定していなかったとのこと指摘ですが、弊社が「Bフレッツサービス」（本格サービス）に関する他事業者様向けの説明会を実施いたしましたのは、4月16日および18日であり、3月18日の時点ではイー・アクセス様とは試験サービスの収容局接続メニューにおける接続インタフェースに関する協議をしており、試験サービスの接続インタフェースに関しては、本格サービス時に変更する可能性がある接続インタフェースとしてご説明差し上げております。

※次ページへ

※前の再意見の続き

イー・アクセス様との本格サービスにおける収容局での接続に関する協議は、4月23日、5月18日と2回行い、ベーシックタイプ、マンションタイプ、ファミリータイプの3種類の接続インタフェースについて説明いたしました。5月18日に接続点のインタフェースの情報として、ベーシック、マンションの2タイプについては正しい情報をお伝えしましたが、ファミリータイプのインタフェースについては試験サービス時と同様と思い込み誤った情報をお知らせしてしまいました。その後誤りに気づき、早速ご説明後一週間以内の5月24日に訂正させていただいた次第です。

今後誤った情報をお伝えすることの無いよう、正確な情報提供の励行に努める所存です。

また、事前調査期間につきましては接続約款に基づき一般的な目安としてお伝えしたものであり、1ヶ月にとらわれることなく、鋭意調査を進め結果が取りまとめ次第直ちに回答するという点につきましては、いずれのお申込みにつきましても全く同様です。

約款案に対する意見

端末系光ファイバ設備の即応可能な地域、提供可能な地域についての条件等を接続約款により明確化すべき。

【イー・アクセス】

N T T 光化計画ではき線点まで光化されていれば2週間以内に光ファイバを引き込めるとしているが、煩雑な手続きや工事体制の不備から開通まで実際には1～3ヶ月以上も要している。

【テレサ協】

弊社の再意見

端末系光ファイバ設備については敷設の途上にあるため、具体的な接続希望場所により、設備新設等の対応が必要な場合もあれば、設備対応がほとんど不要の場合もある等区々となります。このため、具体的な個々のご要望に対して、線路設備調査によって明確にさせていただくこととしております。特に、設備新設が必要となる場合には、電力柱への添架許可申請・取得、道路占用許可申請・取得、ユーザビルオーナーとの折衝等といった部外対応が発生するケースがほとんどであるため、提供可能地域についての条件や、提供可能な期間を一律に明確化することは困難です。

また、き線点まで光化してある場合2週間で開通することを目標としておりましたが、上記のような社外対応等が発生する場合は、1～数ヶ月を要しているのが実態です。これは弊社の光を利用するサービスでも同様であり、提供期間の短縮については、鋭意努力していく考えです。

約款案に対する意見

現在、ダークファイバの接続では、中継回線は危険工程に該当する、端末回線は危険工程に該当しないとなっておりますが、NTTコミュニケーションズビルやNTTドコモビルでの扱いが不明確となっておりますので、危険工程の明確化をお願いいたします。

危険工程に該当しない場合は立会いが不要と理解しております。

また、NTT東西のCTFやPD盤に接続する工事を行うのに、NTTコミュニケーションズやNTTドコモからNTT東西の約款を準用した「立会い費」を請求されることはないと理解しております。

【イー・アクセス】

弊社の再意見

光端末回線をユーザビルの屋内側から成端する場合においては、PT盤（引込み用端子盤）にてNW側との分界が確保されていることから、基本的にはご指摘のとおり、工事实施において弊社の立会いは不要としておりますが、ユーザビル内等の作業となるため、必ずユーザービルオーナー等の指示を確認し、それに従う必要があると考えます。

一方、弊社ビル内において、弊社ビル側から光回線設備と接続する場合は、弊社及び他事業者様ご利用の光回線設備を混在して収容（終端）する光主配線盤での作業となるため、セキュリティ確保の観点から、接続約款95条の3第1項2号に規定する危険工程に該当し、中継光回線・加入者光回線とも立会いが必要となります。

また、NTTコミュニケーションズビルにおいて、弊社の指定電気通信設備との接続を行うために必要不可欠な設備の設置を要望される場合については、NTTコミュニケーションズのご理解を得て、弊社の通信用建物において適用しているコロケーションルールと同様の運用を実施しているところであり、他事業者様の工事实施の際の立会い条件についても弊社の通信用建物における条件に準じた運用を行う方向で調整を行っているところです。その場合においては弊社が立会いを行うこととなるため、立会い費についても弊社から請求いたします。

しかしながら、接続約款95条の3第1項に規定する立会い条件以外に、セキュリティを確保する等の観点から、NTTコミュニケーションズから個別の条件を指定された場合にはそのセキュリティレベルに合わせた運用に従う必要があります。

なお、NTTドコモビル等においても、最終的にはビルオーナーの判断により、運用を行うこととなります。

約款案に対する意見

アンバンドル区間を制限することは、事業者市場参入の機会を規制することになり、真の地域市場の競争促進を制限することになるため、全区間（特にマンホール-マンホール間を含む）の光ファイバ設備のアンバンドルを法律で義務化すべきと考えます。

【M C I】

弊社の再意見

更なるアンバンドルの扱いについては、接続ルールの見直しの中で検討されるべき問題ではありますが、弊社の考え方は以下のとおりです。

弊社の光ファイバ設備との接続に関して、任意区間を他事業者様に提供することは技術的に可能であれば対応する考えです。しかしながら、マンホール、管路、電柱、R T内等において接続する場合には、スペース等が限られることや、接続するためにクロージャやコネクタの開発が必要となることが想定され、任意区間、任意の箇所で接続を担保することには技術的な課題が多く現実的には困難であります。また、提供形態によっては、運用面（故障切り分けや支障移転）や管理面（途中区間のみの管理は現状できていない）においても現状のシステムを含めた運用方法を変更する必要があります。従って、今後、他事業者様の具体的な要望を明確にいただいた上で、個別具体的に接続条件等について検討していく考えです。

約款案に対する意見

また、局外任意区間の光ファイバ設備の保守や責任分界の問題については、N T T地域会社が光ファイバ設備の故障検知をする必要があるという視点から離れ、設備借用事業者がその責任にて顧客へのサービス提供を保証し、故障検知することを可能にすれば相当部分が解決できると考えます。

【M C I】

弊社の再意見

更なるアンバンドルの扱いについては、接続ルールの見直しの中で検討されるべき問題ではありますが、弊社の考え方は以下のとおりです。

現行提供している光ファイバ設備のアンバンドルにおいても弊社が故障を検知するのではなく、他事業者様に故障検知していただき弊社へ申告いただくようにしているところです。申告に基づき、提供区間（F T M～F T M間等）において測定した結果、弊社の光ファイバ設備の故障であることが特定できると、当該区間（F T M～F T M間等）において故障芯線を予備芯線に切り替えます。その後、故障箇所については調査／修理を行います。

局外任意区間についても基本的に対処方法は同じであると考えますが、

接続形態によっては、弊社だけでなく他事業者様においても、光伝送区間の一部である弊社提供区間が故障であることを特定することが技術的に困難である。

提供区間において切り分け作業や心線切替え作業を実施するためには、マンホール内等においてクロージャの開閉作業が伴うことから、故障修理のための準備（道路使用許可、交通整理員の手配等）や当該作業（クロージャの開閉、切り分け、心線切替え）に多大な時間を要することから、他事業者様のご利用方法によってはサービス回復までの時間が相当に長期化する可能性がある。

等の課題があると考えられるため、具体的な要望をもとに十分な検討が必要であると考えます。

約款案に対する意見

光信号端末回線伝送機能と光信号中継伝送機能の光ファイバ設備は、ほぼ同様の設備から構成されているにもかかわらず、提供料金単位やその料金額に違いがある。

【M C I】

弊社の再意見

光信号端末回線伝送機能及び光信号中継伝送機能については、構成される芯線の素材は同じであるものの、光化の進展状況、設備の使用効率、1ケーブル当りの芯線数の多寡、設備の維持運営体制、架空ケーブルと地下ケーブルの構成割合など様々な差異があることから、各々独自のコスト発生態様が料金水準に反映されているものと考えております。

光中継伝送機能の料金体系については、弊社に先行して競争的に光ファイバ設備を提供している事業者等においては、距離別が一般的であることから、距離別の料金体系として1mあたりの料金を設定いたしました。また、光信号端末回線伝送機能については、ドライカップ（帯域分割端末回線伝送機能）が距離に拠らない料金体系であること、提供エリアが弊社収容ビルから一定の距離の範囲内（収容区域内）に限られること、既存の他の端末回線伝送機能（PHS基地局回線、接続専用線における端末回線部分）の接続料が距離に拠らない料金体系であることを考慮し、距離別ではなく回線あたり均一の料金としております。

約款案に対する意見

各算定方法については、簡単なコスト算定方法が提示されているに過ぎず各コスト項目の詳細データやその算定方法やデータを用いる理由（例えば、加入者線コストをなぜケーブル長比等でメタル／光に分けるのか等）、アンケート実施方法・結果等の妥当性を担保するだけの情報がないこと等が、この料金算定根拠に疑問を抱かせるものにしております。

【M C I】

弊社の再意見

接続料の算定根拠資料については、企業秘密の保持、株主の権利保護及び物品納入メーカ等関係者の利益保護を考慮しつつ、現在の接続ルールの趣旨を尊重し出来るだけ透明性や信頼性に配慮し作成しているものであり、その算出過程について明確にしているものと考えております。

なお、加入線コストのうち線路設備の保守に直接かかわるものについては線路設備の物量に関係して増減すると考えられるためケーブル芯線長比により、また、管路にかかるコストについては管路に敷設されているケーブル量に関係して増減すると考えられることから管路ケーブル長比により光、メタルに分計しております。

弊社の光アクセスサービスにかかる利用意向調査についてはそのサンプル数を、個人調査において4000件、事業所調査については約3000件としており、アンケート調査の母数としては十分なものであると考えております。

約款案に対する意見

～前略～

一方、旧郵政省の調査によれば、N T T地域会社の光ファイバ設備の敷設状況は、平成11年度の光ファイバの占有率は、全国的には85%となっており、既にN T T地域会社が広範囲な地域をカバーしている光ファイバ設備を所持しております。この現状に鑑れば、光ファイバ設備は地域通信市場でボトルネック性を十分に持っており、光ファイバ設備を利用したサービス提供をする際には、その市場価格を左右できる市場支配力も持っていると考えます。このように、既にN T T地域会社が市場支配力を持ち、ボトルネック性のある設備の他事業者への提供に用いられる接続料金算定については、算定方法が明確で、市場独占事業者の非効率が含まれる可能性が少ない、欧米で導入されている、L R I Cを用いるべきであると考えます。

【M C I】

弊社の再意見

加入者光ファイバについては、効率化が反映された将来原価方式による料金算定を行っており、接続料の十分な低廉化が図られているものと認識しております。

また、L R I Cについては、現在、総務省の長期増分費用モデル研究会において検討がなされているものと認識しております。

約款案に対する意見

顧客管理・料金回収費用として計上しているものの内、顧客管理については根拠となるメタリック回線のように重複・重畳利用もなく、さらに絶対数も少数であることから、設備運営の中で管理されるものである。したがって、これにかかる138円は減額すべきものとする。

【大阪めたりっく】

弊社の再意見

回線データベース管理コストは、重畳利用か否かや契約数の絶対数に関係なく必要となるものであると考えております。

今回の光ファイバ設備の回線管理運営費の設定に際しては、光ファイバ設備の回線管理にかかる実績のコストが現時点で会計実績として把握されていないため、機能の提供にあたって類似の業務を行っている帯域分割端末回線伝送機能の料金を準用することとしており、料金水準は適切であると考えております。

約款案に対する意見

ダークファイバの利用に関しては、接続事業者として利用するサービスが他に存在せず、高速サービスとしても専用線を利用してきたところであり、従って現在は契約約款という拘束期間にあたる回線も多数存在することから、サービス開始に当ってはこの拘束期間の適用を除外し、回線違約金の免除を要望する。

【大阪めたりっく】

弊社の再意見

専用線については、回線違約金の支払いを前提に、申し込み承諾を行っていることから、専用線からダークファイバの移行に際しては、契約約款に則り、回線違約金の支払いは必要となります。

約款案に対する意見

ユーザにサービスを提供する以上、品質の確保は必須であるため、接続事業者が光回線設備を利用する場合に、伝送損失の把握は必ず必要となります。よって、本事項については調査費として個別に設定するのではなく、第94条の7で規定する項目の1つとすることが適当と考えます。

【KDDI】

弊社の再意見

光回線設備にかかわる品質やご利用できる設備等を事前に把握するためにも伝送損失値が必要であることはご指摘のとおりです。

ただし、伝送損失値の把握には、現地で実際に測定するか、具体的な光ファイバ芯線等の構成（コネクタ、融着点の数、芯線の距離）から計算する等、特定の芯線に対して個別の調査（現地測定や机上計算）が必要と考えます。

このため、第94条の6で規定する具体的な光ファイバ芯線等に対する個別の測定もしくは、光ファイバ芯線等を特定できる線路設備調査の結果によって提供させていただくものと考えます。

約款案に対する意見

情報の提供に関する規定の第94条の7についてですが、「閲覧できるよう準備を整えます」とあります。本記述ですと、あくまでも準備のみを行うだけのように捉えられます。よって、「閲覧できるようにします」に修正する必要があると考えます。

【KDDI】

弊社の再意見

情報の提供については、他事業者様の御意見等を踏まえ、具体的な項目の開示に向け取り組んでいるところですが、接続約款発効時点では、全ての情報を取得し、該当項目について情報開示することが困難な場合もあることから、「準備を整える」という当該規定としております。弊社としても故意に情報開示を遅らせる考えは毛頭なく、最大限の対応により遅滞なく開示を行っていく所存であることから、何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い致します。

約款案に対する意見

建物内の状況に関する事項について以下の2点を追加して頂きたいと考えます。

未利用の主配線盤の位置（電気信号の伝送に係るものと光信号の伝送に係るものとの別を含む。）

主配線盤の全端子数及び未利用の端子の数（電気信号の伝送に係るものと光信号の伝送に係るものとの別を含む）

【KDDI】

弊社の再意見

ご指摘の項目に相当する開示項目については、6月11日認可申請を行った接続約款変更案 第10条の2（事前照会）第2項第3号にて規定しております。

約款案に対する意見

屋内配線の利用料のほとんどは保守コストであると想定いたしますが、どのレベルまで保守をしていただけるのかを明確にしていただけるよう要望いたします。

【イー・アクセス】

弊社の再意見

具体的な要望がわかりませんが、屋内配線の保守レベルについては、弊社が利用者向けに提供する場合と同様のレベルとなります。

約款案に対する意見

宅内機器等と接続する場合、お客様建物内にてN T T東西の屋内配線設備を利用する事が必要となりますが、本申請案ではその際の料金としてN T T東西の契約約款が準用されております。しかしながら、接続事業者が利用する場合においては営業費等、控除すべきものがあると考えられます。

【K D D I】

弊社の再意見

屋内配線は端末設備であるため、ユーザ料金を準用しております。

約款案に対する意見

工事費（構内伝送路設備設置工事費、通信用建物内伝送路接続工事費）及び手続費（光回線設備設置手続費、IP通信網回線設置手続費）において契約約款の料金を準用しているが、事業者向け割引等の導入が必要。

【KDDI】

弊社の再意見

接続約款に規定する工事費及び手続費の額は、作業単金に作業時間を乗じて算定した実費により設定していますが、今回新たに追加した構内伝送路設備設置工事費等については、弊社のユーザサービスの場合と同一の作業内容により実施するものであり、現に回収すべきコストにも差がないことから、ユーザ約款に規定している額を準用することとしており、事業者向けの接続料金としても公正妥当な金額であると考えます。

約款案に対する意見

3つの接続料について、ポートあたりの最大収容加入数、ルータあたりの最大収容ポート数、ATMメガリンクやダークファイバの回線数・芯数、平均局間距離の提示を要望

【イー・アクセス】

弊社の再意見

1ポートに収容する最大ユーザ数は、他事業者様側で想定する平均的なスループットに応じて決定されるものであることから、他事業者様側にて決めるものと考えます。ただし、1ポートへ同時に収容可能なPPPセッション数の上限値やVCおよびVLAN-IDあたりのPPPセッション数などの設定については、他事業者様との相互接続協議の中で明らかにする考えです。

ポートを同一のルータへ幾つまとめて収容するかは、適用する機器スペックに依存し、経済的な網構築が可能となるよう随時見直されるものから、ルータあたりの最大収容ポート数は画一的に決めにくいものです。（なお、今回の算定では、ISDNは20ポート収容、その他は1ポート収容としております。）

ATMメガリンクやダークファイバ回線数は、サービスエリアの展開計画を加味し、平成17年度末までにメガリンク約3千回線、ダークファイバ約7千芯規模を見込んで算定しております。

平均局間距離は、サービス展開計画に基づく収容ビルと中継ビル間の平均距離に見合うMA内外の距離を展開ビル数で加重平均して算定しております。

ATMメガリンクについては、「MA内」～「MA間50km」までの距離区分を適用しております。また、ダークファイバ距離についても同様に算定し、約15～70kmまでの距離を組み合わせで算定しております。

約款案に対する意見

N T T東西はフレッツI S D NやフレッツA D S Lの値下げを行っており、今後も予定していますが、利用料金と接続料について逆ざやが生じていないか、チェック機能が必要と考えますが、フレッツA D S Lの利用者料金がアンバンドルされていないので、現状ではチェックが不可能です。N T T東西が利用料金を値下げする場合には、どの部分が値下げしたのかを明示すべきであり、接続料に関する部分も同様に値下げが必要です。具体的には、1加入者あたりの接続料と利用料金を設備ごとに分解して比較することが必要です。

【イー・アクセス】

今回申請された接続サービスについては、東西N T T殿は、同一設備を利用して他事業者と競合するサービス（光端末を利用したサービス全般及びフレッツシリーズ）を提供しております。接続料金の妥当性については、原価の算定根拠が明確なことはもとより、公正競争条件を確保する観点から他事業者が同一条件で競争できることを担保することが必要であると考えます。弊社としては英国で採られているスタックテストや、米国で採られているインピテーションテストのような方法によりチェックを行うことが適切であると考えます。また、今後リリースされる東西N T T殿のサービス（例えば、フレッツBサービス）や料金改定においても、同様のチェックを満たすことが必要であると考えます。

【J T】

弊社の再意見

弊社では、今後予定している光I P通信網サービスの本格提供にあたっては、接続料相当のコストに一定の営業費等の必要なコストを加えた原価を基礎にユーザ料金を設定する考えです。

利用者向け料金については、平成12年10月より主要なサービスにプライスカップ規制が導入され、上限価格の範囲内で弊社の経営判断により競争状況を勘案し決定できるものとされており、更なる規制は自由な競争を阻害するものと考えます。なお、これまで利用者向け料金と接続料との関係全体においては、接続約款の認可申請に際し総務省への報告とともに公表を行っているとおり、接続料の水準が利用者向け料金の水準を下回っていることを検証してきたところであります。

小売コストの回収方法については、サービスの販売方法によって異なり、競争市場に依存することから、まさに各事業者の自らリスクを負った創意工夫により、各事業者の経営判断によって決定するものであり、競争市場に委ねられるべきものであると考えます。

（次頁に続く）

約款案に対する意見

N T T東西はフレッツI S D NやフレッツA D S Lの値下げを行っており、今後も予定していますが、利用料金と接続料について逆ざやが生じていないか、チェック機能が必要と考えますが、フレッツA D S Lの利用者料金がアンバンドルされていないので、現状ではチェックが不可能です。N T T東西が利用料金を値下げする場合には、どの部分が値下げしたのかを明示すべきであり、接続料に関する部分も同様に値下げが必要です。具体的には、1加入者あたりの接続料と利用料金を設備ごとに分解して比較することが必要です。【イー・アクセス】

今回申請された接続サービスについては、東西N T T殿は、同一設備を利用して他事業者と競合するサービス（光端末を利用したサービス全般及びフレッツシリーズ）を提供しております。接続料金の妥当性については、原価の算定根拠が明確なことはもとより、公正競争条件を確保する観点から他事業者が同一条件で競争できることを担保することが必要であると考えます。弊社としては英国で採られているスタックテストや、米国で採られているインピテーションテストのような方法によりチェックを行うことが適切であると考えます。また、今後リリースされる東西N T T殿のサービス（例えば、フレッツBサービス）や料金改定においても、同様のチェックを満たすことが必要であると考えます。【J T】

弊社の再意見

（前頁の続き）

例えば新サービスの収支について当初は赤字であっても、営業努力により黒字化していくこと等は、弊社も他事業者様もなんら変わるものではありません。個々のサービス（割引サービス）単位で接続料と利用者向け料金を比較することは、各社の創意工夫を制限する結果となるものと考えます。

約款案に対する意見

ルーティング伝送機能の接続料金算定は、その算定根拠に不明確な点が多々見受けられ、N T T地域会社の非効率性が接続事業者へ転嫁される可能性を拭い去ることはできないと考えます。（略）地域市場を独占している事業者が、その独占設備部分と非指定電気通信設備をバンドルしたサービスを提供することは、市場の独占性やボトルネック性がこの伝送機能に反映されることになるため、ルーティング伝送機能の接続料金算定には、算定方法が明確で、市場独占事業者の非効率性が含まれる可能性が少ないL R I Cを用いるべきであると考えます。

【M C I】

弊社の再意見

弊社の接続料金算定根拠については、企業秘密の保持、株主の権利保護及び物品納入メーカ等関係者の利益保護を考慮しつつ、現在の接続ルールの趣旨を尊重し出来るだけ透明性や信頼性に配慮し作成しているものであり、その算出過程について明確にしているものと考えております。

ルーティング伝送機能については、効率性が反映された将来原価方式による年経費の算定を行っており、接続料の十分な低廉化が図られているものと認識しております。また、諸外国でもI Pサービスに対する規制はなく、L R I Cによる算定を行う必要はないと考えております。

約款案に対する意見

N T T西日本における以下に述べるサービスにおける利用者料金と接続料に大差が生じている。このことから、提供料金を少なくとも利用者料金と同額とすることを強く要望する。

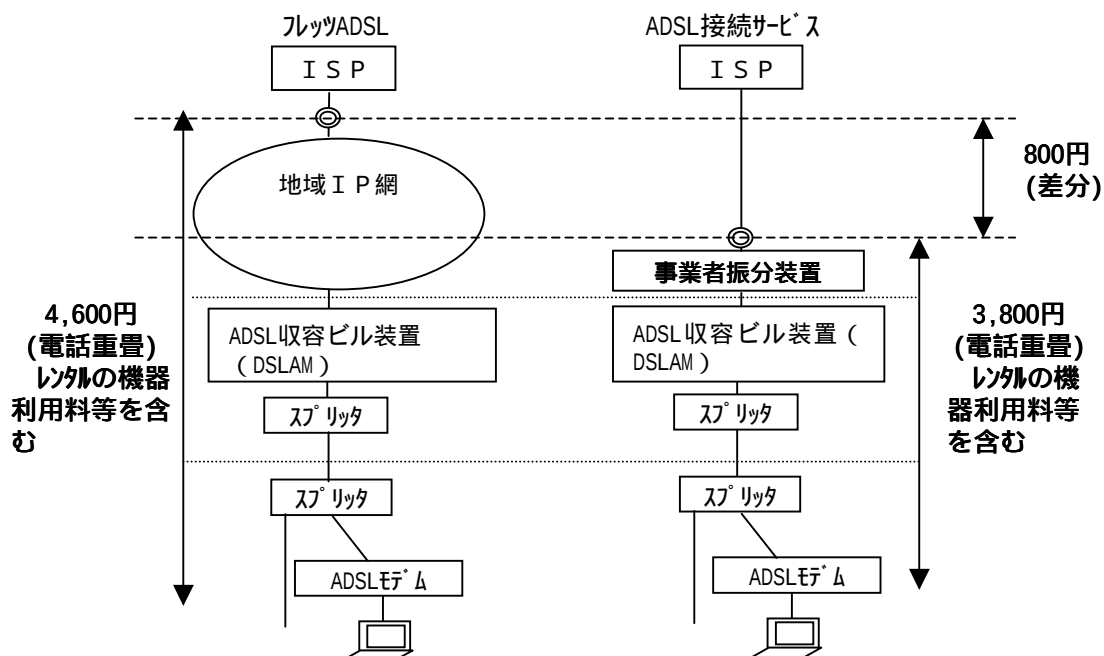
1. A T Mインターフェイス (2 4 M b p s) はフレッツA D S Lに提供されているものと同様のものであり、本サービス利用は、54,855円/1.5M・月 (877,683/16) で、フレッツA D S Lの800円/1.5M・月 (= 4,600 - 3,800) と70倍近い差が生じている結果となっている。

【大阪めたりっく】

弊社の再意見

ルーティング伝送機能・A T Mインタフェース (2 4 M b p s) の料金が、フレッツA D S Lと70倍近い差が生じているとのご指摘ですが、示されている料金 (5 4 , 8 5 5 円) は、ユーザ単位の接続料ではなく、ポート単位 (2 4 M b p s) の料金を1.5M換算したものであり、また、フレッツA D S Lの800円という金額についても販売費用を含むユーザ料金のフレッツA D S LとA D S L接続サービスの差分を指していると考えられ (下図参照) 、地域I P網部分 (ルーティング伝送機能相当) の料金を正確に表しているものではないため、これらの数値を比較して、ルーティング伝送機能の接続料とユーザ料金との検証を行うことは意味がないと考えます。

(参考) 大阪メタリック様の想定されるA D S Lコストイメージ



「フレッツADSL(4,600円)」と「ADSL接続サービス(3,800円)」の差額800円は、ユーザ料金には営業費を含む上、上図のとおり「事業者振分装置」分が正確に対応していないため、地域IP網の料金とは一致しません。

約款案に対する意見

接続料の設定においてADSLサービスに用いられるATMインターフェイス(24Mbps)とFTTH(光)サービスに用いられるLANインターフェイス(100Mbps)とでは、利用帯域の狭いATMインターフェイスの接続料が極めて高額であるなど、現在提供されている最終ユーザへの提供価格の価格差を反映した接続料設定とはなっていません。

このような接続料設定は、例え意図せずともADSLサービスの普及を阻害する要因ともなるので、例えば、フレッツシリーズで最終ユーザに提供している加入者系の料金格差や利用帯域に応じて接続料に格差を設定するなど、早急にADSL用バックボーンの接続料の引き下げを実施していただくことを切望いたします。

【テレサ協】

弊社の再意見

地域IP網の接続料は、インタフェースごとの設備構成を反映して算定しております。インタフェースがATM(OC-3)＜フレッツ・ADSLで使用＞のルータが接続されている地域IP網は、実際に収容ビル～中継ビル間にATM専用線を使用していることから、ATM専用線を利用した設備構成モデルにより、ATM専用接続料金をベースに料金算定しております。

一方、今後新たに構築するインタフェースがファストイーサのルータが接続される地域IP網については、収容ビル～中継ビル間に光ファイバ設備を利用することを想定した設備構成モデルにより料金算定しており、そのコスト差が料金に反映されていることから、特段の問題はないものと考えます。

約款案に対する意見

申請案においては、5年間の将来原価に基づき算定されております。しかしながら、データ伝送の急速な拡大を考えると、今回の予測と需要・コストが大きく乖離することも想定され、5年間接続料見直しを行わないことは不適當であると考えます。1(1)光信号端末回線と同様、申請された料金は、原価算定期間である5年間据え置くのではなく、定期的に料金の見直しを行うべきと考えます。

【JT】

弊社の再意見

将来原価方式は、算定期間を通算してコストを回収する方式であり、算定期間中は料金を見直さないことが基本と考えますが、算定期間中における需要やコストの見込みが、今回の算定の前提と大きく乖離する場合には、料金見直しの検討も必要と考えます。

約款案に対する意見

N T T東西の接続会計及び接続約款に関する質問を接続事業者ができるような情報公開の手続き、または、今回の算定根拠について詳しくN T T東西から説明を受ける場を設けていただけるよう強く要望します。

【イー・アクセス】

今後も様々な機能に関して申請されると思いますが、意見募集等を行う際には算定根拠等の情報について十分な開示が行われる事を要望します。

【K D D I】

弊社の再意見

接続会計については、接続会計規則に則り、職業的に資格のある会計監査人による証明を得て、詳細な接続会計報告書及び接続会計処理手順書を公表しているところであり、情報公開は十分に行われていると考えております。

同様に、接続料の算定根拠資料については、企業秘密の保持、株主の権利保護及び物品納入メーカ等関係者の利益保護を考慮しつつ、現在の接続ルールの趣旨を尊重し出来るだけ透明性や信頼性に配慮し作成しているものであり、その算出過程について明確にしているものと考えております。

また、説明の場を設けることについては、他事業者様へ個別にご説明等を行うのではなく、他事業者様からのご質問等については、意見募集の中で弊社から文書で回答することにより対応させて頂きたいと考えております。